

西宮市指定予防専門型訪問サービス及び指定予防専門型通所サービスに要する費用の額の算定に関する基準要綱

(趣旨)

第1条 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2第1項第1号イに規定する介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業及び同号ロに規定する第1号通所事業に要する費用の額の算定に関する基準については、この要綱の定めるところによる。

(第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額の算定に関する基準)

第2条 第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額の算定に関する基準は、省令第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号。以下「告示基準」という。）に定める基準（ただし、別表単位数表1ロ及び2ロ並びに3を除く。）をもって、その基準とする。

2 前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる告示基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

別表単位数表中	訪問型サービス費	予防専門型訪問サービス費
	指定相当訪問型サービス事業所	指定予防専門型訪問サービス事業所
	指定相当訪問型サービス	指定予防専門型訪問サービス
	訪問型サービス計画	予防専門型訪問サービス計画
	通所型サービス費	予防専門型通所サービス費
	指定相当通所型サービス事業所	指定予防専門型通所サービス事業所
	指定相当通所型サービス	指定予防専門型通所サービス
	通所型サービス計画	予防専門型通所サービス計画
1イ(3)	1週に2回を超える程度の場合	1週に2回を超える程度の場合、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランにおいて(1)及び(2)に掲げる回数を超える指定予防専門型訪問サービスが必要とされた者(その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第2条第1項第

		2号に掲げる区分である者に限る。)
--	--	-------------------

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。